

ウェルフェア イズ ラヴ❤️

2026年7月2日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ🌟）

最近、保護者の育児休業利用中の放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業 学童保育）の利用の可否が話題になっていますね。

[「育休なら学童退所」自治体6割、「対象外」と解釈・国は「利用可能」周知せず…109区市を読売調査：読売新聞](#)

当事業所代表も、『児童福祉法』の条文を改めて確認してみましたが、「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により、**昼間家庭にいないものに**、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」と記されている。この書き方では、自治体が「対象外」と解釈してしまうのも無理はない気がします。

今回の新聞報道を受けて、こども家庭庁が6月29日付で通知（事務連絡）を発出しましたね。

[【事務連絡】放課後児童健全育成事業における保護者が育児休業期間中の取扱いについて](#)

今回、極めて速やかに通知を発出したことは、大いに評価出来る好ましい対応と感じます。この通知を根拠として、自治体の運用が変更され、そのことによって、該当する子育て家庭の負担が少しでも軽減されることを願います。

🗨️ スタッフのヒトリゴト 🗨️

先日、「高松市身体障害者協会」様の文化祭に参加してきました。そこで、顔を合わせたら将棋を指す、大先輩兼将棋仲間の方に、今年も2局程お相手して頂きました。

結果は、残念ながら2局とも完敗してしまっただ…。無念…。悔しい～。

🔥 日々忙しい中でも、将棋を楽しむ時間もきちんと確保して、次回こそはリベンジを果たさなければ！🔥

またひとつ、前向きな目標が出来ました❤️

LOVE のラブラブな実践

先日、高松市中央図書館の瓦町サテライトに行って、2冊借りてきました。

かなり前に話題になった書籍でしたが、当時の私のアンテナにはヒットしなかったのですが、今月の研修会を開催するに当たって、最低限目を通しておきたいと思いました。

身障者対象の「図書資料郵送貸出サービス」を利用しようと思いを合わせたら、窓口の方が、「返却時の送料が掛かってしまうので、もし瓦町サテライトに行くことが出来るのであれば、インターネット予約を利用して、サテライトで借りた方が便利かも。」ということと、身障手帳があれば貸出期間が1か月になることを教えて頂けました。

思ったよりも分厚い図書で驚きましたが、読み進めていこうと思います☆



県内の福祉イベント案内 他♪

7月19日(日)に、当事業所主催研修会「罪を犯した方々を支える制度を理解する」を開催致します。

法律に触れて刑務所に服役されている方の中には、障がいのある方や要介護高齢者もいます。そういった方々の中には犯罪行為を繰り返してしまう方もおられます。そうなってしまう彼らの背景や社会の側の課題について、参加者の皆様と一緒に考えていけたら嬉しく思います。

詳細についてはリンク記事をご確認下さいませ♡

[当事業所主催研修会開催のご案内 | 社会福祉士相談所 LOVE](#)

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町1562番地 伏石ハイツ第1 201号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎!!

来週号も乞うご期待♡